

家畜衛生情報

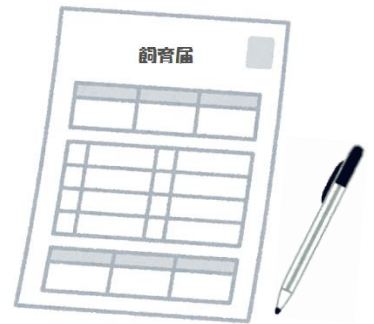
令和2年8月24日
(通算第430号)
長野県庁家畜防疫対策室
電話 026-235-7232

蜜蜂の適正な管理をお願いします！



飼育届（飼育変更届）をお忘れないように！

- ◇ 蜜蜂の飼育を行う方は、養蜂振興法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による飼育届を毎年1月末までに住所地を管轄する地域振興局へ提出してください。
 - ◇ 飼育場所の地番がわからない場合は、飼育場所を示した地図を添付してください。
 - ◇ 飼育届記載事項(飼育場所、群数、期間等)に変更が生じた場合は、法第3条3項の規定による変更届を、変更があった日から1カ月以内に地域振興局へ提出してください。
 - ◇ 飼育届様式は、長野県ホームページからダウンロードいただくか、地域振興局へお問い合わせください。
- ※HP アドレス
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/chikusan/mitsubati.html>)
- ◇ 蜂群配置の適正等を図るために、飼育者は届出内容について 事前に近隣の養蜂業者と調整を行いましょ。 (飼育届の提出後も必要に応じ調整を求めることがあります。)



近隣の養蜂業者との調整をお願いします！

- ◇ 蜂群配置の適正を図り、飼育者間のトラブルを防ぐため、飼育者は届出内容について 事前に近隣の養蜂業者と調整を行いましょ。
- ◇ 飼育届に調整状況の記入欄があります。記入して提出してください。
- ◇ 飼育届の提出後も必要に応じ調整を求めることがあります。

調整が必要な場合には、飼育届の情報を提供することがあります

- ◇ 法第 8 条に基づく蜂群配置調整等に必要な措置として、県は飼育届の情報を飼育者や関係団体へ提供することがあります。
- ◇ 飼育者の方には、飼育届の提出に当たり、県が飼育届の情報を蜂群配置に必要な措置として利用することに同意をお願いしています。

他の都道府県へ転飼する場合は知事の許可が必要です

- ◇ 県外へ転飼をされる方は、法第 4 条第 1 項の規定により転飼しようとする場所を管轄する都道府県知事の許可が必要です。
- ◇ 転飼許可の申請は、転飼しようとする場所の都道府県に提出してください。
具体的な申請方法は各都道府県にお問い合わせください。

マナーを守って飼育をお願いします！

- ◇ 県内では「蜜蜂が近くに飛んできて怖い」「蜂の糞で洗濯物や車が汚れた」といった苦情やトラブルが多く発生しています。
蜜蜂が危害を与えることが無いよう、巣箱の設置場所には注意をお願いします。
- ◇ 自己所有地以外に巣箱を置く場合は、必ず事前に土地所有者の了解を得てください。

農薬による蜜蜂被害を防ぎましょう！

- ◇ 農薬使用者と蜜蜂飼育者は相互に情報交換を行い、蜂場の周りで農薬が散布される可能性がある場合には、一時的に巣箱を退避させるなどして農薬による被害を防ぎましょう。

ご不明な点はこちらへ
お問い合わせください

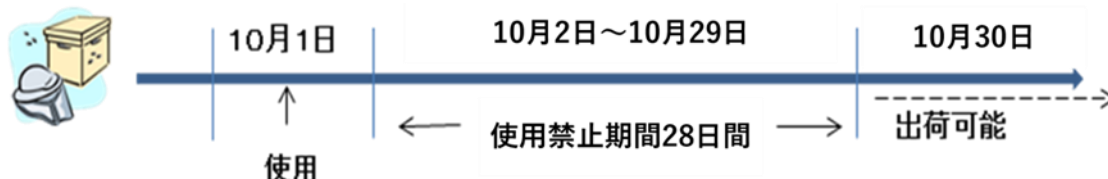


地域振興局	電話番号	地域振興局	電話番号
佐久	0267-63-3145	木曾	0264-25-2221
上田	0268-25-7127	松本	0263-40-1917
諏訪	0266-57-2913	北アルプス	0261-23-6511
上伊那	0265-76-6813	長野	026-234-9514
南信州	0265-53-0414	北信	0269-23-0209
県庁家畜防疫対策室	026-235-7232		

みつばち用医薬品は使用基準を守り、正しく使いましょう

- ◇みつばちに使用する動物用医薬品は、**使い方、使用量、使用禁止期間などの使用基準を守って使用**しなければいけません。
- ◇使用基準を守らないと、出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留することにより、回収や廃棄の対象となる場合があります。

(例) 使用禁止期間が「食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前28日間」である医薬品を10月1日に使用した場合、出荷できるのは10月30日からとなります。



現在、みつばちに使用できる医薬品は以下の3製剤です。

薬剤名	使用期間	注意事項
日農アピスタン	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリー等は食用に出荷できない。
アピパール		
タイラン水溶散	週1回、3週間	投与期間や投与後28日間に蓄えられたはちみつ及びその他の生産物は食用に出荷できない

医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう！

<記録する内容>

- ①使用年月日、②使用場所、③対象動物(みつばち)及び使用対象群数(箱数)
- ④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日

※ 医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」で禁止されています。また畜産物に残留した場合、**回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。**

医薬品の使用について
ご不明な点はこちらへ
お問い合わせください

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
飯田	0265-53-0439	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232



はちみつの瓶詰め等の製造における HACCP（ハサップ）導入について

平成 30 年 6 月に食品衛生法等の一部が改正され、「食品営業届出制度」が創設されるとともに、原則、全ての食品等業者が HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理に取り組むことが盛り込まれました（令和 3 年 6 月 1 日施行）。

これにより「はちみつの瓶詰め等の製造」も HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行う必要があるため、「はちみつの瓶詰め等の製造における HACCP 導入の手引き」を参考にさせていただくようお願いします。

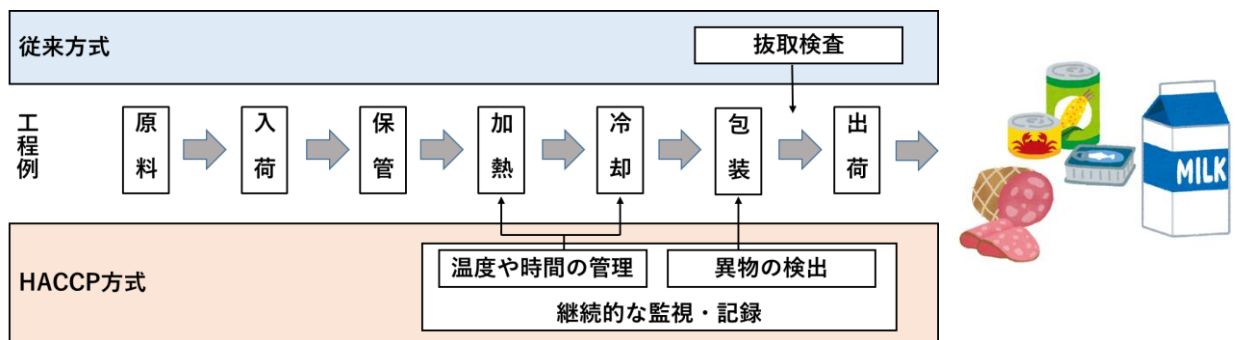
手引書は下記厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

さらに「はちみつの瓶詰め等の製造」についても、事業所ごとに食品衛生責任者を選任することや、施設を管轄する保健福祉事務所にあらかじめ営業届を提出することが必要となります。

★HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。



ご不明な点はこちらへ
お問い合わせください



保健福祉事務所	電話番号	保健福祉事務所	電話番号
佐久	0267-63-3297	木曾	0264-25-2235
上田	0268-25-7152	松本	0263-40-1942
諏訪	0266-57-2929	大町	0261-23-6528
伊那	0265-76-6839	長野	026-225-9065
飯田	0265-53-0446	北信	0269-62-3106
県庁食品・生活衛生課	026-235-7155	長野市保健所	026-226-9970